2026年11月27日

各　位

会　　社　　名　株式会社ＪＰＭＣ
代 表 者 名　代表取締役　社長執行役員　グループCEO　武藤 英明
（コード：3276 東証プライム）
問 合 せ 先　取締役　常務執行役員　グループCFO　　屋宮 貴之
（TEL：03-6268-5225）

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年10月27日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に第１号議案「株式併合の件」及び第２号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年12月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年12月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

１．第１号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

（１）併合する株式の種類

普通株式

（２）併合比率

当社株式726,050株につき１株の割合で併合いたします。

（３）減少する発行済株式総数

16,733,129株

（４）効力発生前における発行済株式総数

16,733,152 株

（注）　当社は、2026 年 10 月 27 日開催の取締役会において、2026 年 12 月 30 日付で自己株式 992,448 株（2026 年 10 月 14 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

（５）効力発生後における発行済株式総数

23株

（６）効力発生日における発行可能株式総数

73株

（７）１株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第 235 条第１項又は同条第２項において準用する同法第 234 条第２項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）、株式会社Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といい、Amsterdam1及びAmsterdam2を総称して「公開買付者ら」といいます。）、株式会社ムトウエンタープライズ２（以下「本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ２）」といいます。）並びにＨＩＫＡＲＩ　ＴＳＵＳＨＩＮ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ　ＯＫＩＮＡＷＡ株式会社（以下「ＨＴＩＯ」といい、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ２）及びＨＴＩＯを総称して「本残存株主」といいます。）以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、１株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる１株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（その合計数に１株に満たない端数がある場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第１項の規定により当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、当社株式が2026年12月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第２項において準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式の全部を公開買付者らに売却し、又はその一部を当社が買い取り、残部を公開買付者らに売却することを予定しております。この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり

得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2027年１月３日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、公開買付者らが2026年８月４日から2026年10月５日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格と同額である2,270円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

公開買付者ら又は当社及び公開買付者ら

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者らは、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、Amsterdam1 の議決権の全てを所有する株式会社 Helsinki1 及び Amsterdam2 の議決権の全てを所有する株式会社Helsinki2による普通株式の引受けによる出資並びに株式会社みずほ銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、本取引の実行手続において、公開買付者らが 2026 年８月４日に提出した公開買付届出書（公開買付者らが同年８月６日付及び同年９月 15 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）並びにそれらに添付された融資証明書及び出資証明書を確認することによって、公開買付者らにおける資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者らによれば、同日以降、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

また、当社は、当社が本株式併合により生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の一部を買い取ることとなる場合には、公開買付者らは、必要に応じて、当社による当該買取りに必要な資金を提供する予定であるとのことです。当社は、上記のとおり、公開買付者らにおける資金が確保されていることを確認しております。

以上により、当社は、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2027 年１月中旬を目途に会社法第 235 条第２項において準用する同法第 234 条第２項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の全部を公開買付者らに売却し、又はその一部を当社が買い取り、残部を公開買付者らに売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可

を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2027 年２月中旬を目途に当該当社株式の全部を公開買付者らに売却し、又はその一部を当社が買い取り、残部を公開買付者らに売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2027 年４月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

２．第２号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2027 年１月４日に効力が発生する予定です。

（１） 第１号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 73 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものです。

（２） 第１号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 23 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第７条（単元株式数）及び第８条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

（３） 第１号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、公開買付者ら及び本残存株主のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第９条（基準日）及び第 14 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

３．株式併合の日程

（１）	本臨時株主総会開催日	2026 年 11 月 27 日（金）
（２）	整理銘柄指定日	2026 年 11 月 27 日（金）
（３）	当社株式の最終売買日	2026 年 12 月 28 日（月）（予定）
（４）	当社株式の上場廃止日	2026 年 12 月 29 日（火）（予定）
（５）	本株式併合の効力発生日	2027 年１月４日（月）（予定）

以　上